

物など、広い地域にわたって遺跡等が分布していると言われております。

現在、明日香村では、全面積の約九〇%が何かの特別な規制を受けております。文化財保護法に基づく史跡指定地を初め、古都保存法による歴史的風土保存区域、同特別保存地区、県風致条例による風致地区及び県自然環境保全条例による景観保全地区などであり、この他に都市計画法等に基づいて地域区分が定められており、中でも風致地区は村域の五二・一%が指定されており、山間部の畑、入谷、阿部山などの地域を除くだけであると言われております。このため、都市近郊の近代的農業である施設園芸のハウス栽培について、特に歴史的風土特別地区内は原則として禁止していると言われております。もちろん、許可されても高さ一・五メートル以下のものに限るとなつております。

また、集落の家屋の新築、改築等については、建物の高さ制限のほか、建築率は十分の二から十分の三となっています。改築の場合は、改築後の建物の位置、形態及び意匠が改築の行われた土地の周辺の風致と調和がとれていること、さらに建物の形態について、屋根は勾配屋根とし、黒色かわらぶきとするなどとのほか、風土特別地区にあつては、建築確認申請に当たつて予定される建物の土地についての発掘調査を行つた上でなければ許可が得られないなどとあります。昭和四十五年十二月、政府は、飛鳥保存に関する方針を閣議で決定しております。建設省は、昭和四十六年に、飛鳥歴史公園として祝戸、石舞台、甘櫻丘の三地区に、また、四十七年に、高松塚古墳壁面が発見されたことにより高松塚周辺を加え、四地区、総面積四十七ヘクタールの国営公園を周辺地域の歴史的風土と調和した景観とするよう、特性を生かして整備を行つていると言われ、すでに祝戸、石舞台地区は完成、他の二地区は整備中となっています。文化庁は、奥山地区に出土品を中心とした国立飛鳥資料館をまた、閣議の決定方針により設立された財團法人飛鳥保存

財団は、近鉄飛鳥駅前に総合案内所、祝戸地区国営公園内に研修宿泊所、高松塚周辺地区国営公園内に高松塚の実物模型や出土品を展示した高松塚壁画館を経営、管理しております。その他、道路、周遊歩道、駐車場等の整備も図られてきております。

一方、国民一般の明日香への関心は順次高まり、特に高松塚の発見がこれに拍車をかけ、今日では年間百五十万とも言われる観光客が押し寄せていると言われます。このため交通公害、空き家、人の散乱など観光公害が発生しているなどによって住民の被害者意識が高まり、さまざまな規制に対する保障を含めて飛鳥保存事業に対する世評は厳しいものがあるということを感じます。

また、県は、明日香特別措置法に対応するために、村整備基金に五十五年度の県負担分として一億二千五百万円を支出、さらに初年度の基金運用補助金として五千万元を別途計上しているといふことになります。

基金の運用については、建築物などのデザイン規制に伴う助成とか、近代農業での規制で損失を受ける農業などへの補てん、ごみなど観光公害の対策などが考えられるであろうなどと県当局は言つておられましたが、本問題は今後大きな課題といふべきであります。その他、県当局から、

本法案に関係して、政党的要望、明日香村整備計画に基づく公共事業の実施方向、施設園芸作物等の価格安定のための施策、保存のための土地利用規制の緩和等について説明がありました。

次いで、明日香村及び住民の代表からの意見の内容について事項をまとめ、要旨を申し上げます。

一、明日香村における歴史的風土の保存の必要性は大多数の村民は認めていたが、保存のための規制が強過ぎるので緩和する必要があるといふことがございます。

二、明日香村における歴史的風土の保存の必要性は大多数の村民は認めていたが、保存のための規制が強過ぎるので緩和する必要があるといふことがございます。

三、特別措置法とすることで、現在村民の気持ちは右に左にと揺れ動いておりますが、保存するに当たっては、村民の生活の安定が確保されなければ、真的保存はできないということが、観光公害についての対策を実施してもらいたいという要望。

四、歴史的風土の保存は、住民の理解と協力が必要なれば生きた保存はできるものではありません。資料館の建設、公園の整備等は観光客のためのものであつて、地元民のためとは言えない。農林業、地場産業の育成と振興対策が必要であること。

五、施設園芸のハウス栽培についての規制の緩和と構造規格の拡大緩和を図つてもらいたい。規格及び規制を緩和しても資金及び労働力の面で施設増加ということにはすぐにはならないということ。

六、建物の新築等に対して規制が厳し過ぎ、手続等に日数がかかり過ぎる、簡素化をする必要があるということ。

七、土地に対する利用規制が先行しているが、米の生産調整の対象から除外すること。その他の意見であります。

次に、本調査を総括して、一言、所見を申し上げます。

今まで、飛鳥の遺構、遺跡が保存され、明日香村の歴史的風土が良好な状態で維持されてきたのは、明日香村及び村民の深い理解と協力により、基本的にはあらゆる土地利用の規制等に耐えながらも維持されてきた農業構造にあると思われます。この農業構造の維持増進が結果的には歴史的風土の保存につながることであり、生活が確保された上で、そこに住む住民の保存に対する意識が先行しなければ生きた保存はできないといふことがあります。この農業構造の維持増進が結果的には歴史的風土の保存につながることであり、生活が確保された上で、そこに住む住民の保存に対する意識があつたことをここに深く感謝申し上げ、御報告を終わります。

○委員長(大塚喬君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

これより本案の質疑を行います

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○西ヶ久保重光君　ただいまかなり長文な報告書を申し上げました。これは先ほど申し上げました各理事、委員の協力によつてできたものであります。

私は、建設委員会の調査と社会党議員団による独自な調査と二回參りましたが、いろいろとお聞ききしたいことや主張したいことがござりますけれども、いま報告でも触れたように、村当局、村民は非常に早い成立を期待されているのであります。したがいまして、余りくどくどと申し上げることは避けますけれども、何としてもこれだけは聞いておかぬと、あるいは注文しておかぬといふことがありますので、以下、時間の範囲内で御質問なりを希望をしたいと思つております。

私は、この質問の内容は全部当局にお見せしなんだから、くれぐれも答弁はひとつ簡潔に、なるべく時間をとらぬようにお願いしたい。余分なことをおっしゃると、また今度はこちらも重ねて質問しなくなぢやなりませんから、要請した質問に対し的確、簡潔な答弁をお願いしたいと思いま

憲法を何いたしと思ひます。適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」となつております。この件に対して、総務長官は衆議院でもいろいろと答弁をせられておりますが、どうも私どもはやはりこの特別法は九十五条の適用を受けるべきものではなからうか、こういふ思想がするわけであります。総務長官は、衆議院でのこの件に対する見解を、地方公共団体の組織、権能及び運営について制約するものでないから、この特別法には住民投票は必要でないということを言っておられました。しかし、これは一見そういうふうに受け取れ

ますけれども、第九十五条は、ただ単に地方公共団体の組織、権能及び運営について制約するというだけを指しているんじゃないじやないか。こう思うわけですね。この特別法は、以下いろいろと御質問申し上げますが、これは村民の生活なりあるいは私有権に対しての制約を加える。私は、

組織や運営の制約よりもむしろ村民の生活、私権、そういったものを広く強く規制するという観点から、これはやはり明日香の特別法は憲法九十五条の住民投票が望ましい。また、これは必要欠くべからざるものと思うんですが、重ねて総務長官の見解をお尋ねいたしたい。

○國務大臣 小淵慧三君 憲法九十五条に対する考え方を委員はお述べになられたかと思いますけれども、私ども、政府といたしましては、今度の明日香特別措置法を提出いたしまするに当たりまして十分法的な背景というのも勉強いたたつもりでございます。

したがいまして、御指摘のありましたように、特定の地方公共団体の組織、機能及び運営について他の一般の地方公共団体と異なる特別の定めをする場合に、憲法九十五条は地方公共団体の自治権の侵害を防止することを目的とするものであつ

て、前に申し上げたような問題にのみ適用があるものと解釈をいたしております。本法案は、保存計画の作成、保存地区に関する都市計画の決定について古都保存法の特例を定めるとともに、住民の生活環境等の整備に関して国等が講すべき特別の措置を定めておるものでありまして、明日香村の組織、機能及び運営に対する制約ではないので、本法案は憲法九十五条の特別法に該当しないものであるという考え方に基づいて提出をいたしております。

なお、この問題に関しましては、衆議院におきましても、内閣法制局長官並びに衆議院の法制局长からもこの措置法については憲法九十五条に該当しない旨の答弁がされておりますので、私どもいたしましては、重ねてございますが、この憲法九十五条に抵触はいたさない、こう考えてお

る次第でございます。

○西ヶ久保重光君 政府の答弁は、そういうことになるだらうとは思います。ただ、ぼくは衆議院時代に内閣委員を大分したんですが、内閣の法制局長官というのは法律の解釈を時の政府の都合のいいようにしか解釈しないんだな。これは大概す

などとそうなんだ。それは政府の番頭だからしようがないとしても、さらには、国会の法制局長も、政府に独立しているわけだけれども、やはり答弁を聞いていると、それが出てくるんだな。したがって、この九十五条の問題も、いま絵務長官がおつしやったように、やはり聞いていると政府の言うとおりに答弁される。総務長官の答弁を補足というか強化するというか、バックアップしているわけだ。

これは内閣とすりやそいういう答弁が出てくるとは思うけれども、しかし、この憲法法第九十五条は、一応「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」何も地方公共団体の組織や運営についてだけではないと思うんだ。むしろ、先ほどよくかく

言つたように、村民の生活をいろいろ規制し、私権を規制し、たとえば家をつくるのに高さが幾らでなければならぬとか、屋根をどうしなくちゃならぬとか、色をどうしろとか、全く住民生活をがんじがらめに縛りつける特別法案だ。だから、私は、むしろ村の行政や組織を制約する以上に、地域住民の基本的人権や私有権やいろいろな制約があると思うので、したがつて、総務長官のせつかくの答弁であるし、いろいろなことがあるとしても、これは私はやはりわれわれ国會議員としては、そう簡単にそうですかでは下がることはできなかつた。されども、総務長官から九十五条を適用しますと、これは答弁は返つてこないな。しかし、政府としては、そういうことをやっぱり踏まえて、住民のことは

立場に立つて温かい行政なり、政治の流れが村民に伝えられなければ、今後、このすばらしい明日香の歴史的風土あるいはいろいろな状態が維持できないと思うんですね。したがって、これはもうこれ以上九十五条を言うのはあれですから、そうちどくは申しませんが、総務長官、あなたは上州

れば、要は地方自治体あるいはそこに住居いたします、この問題で言えば明日香村民の方々の意思を十分踏まえながら本法は施行していくべきではないという御指摘と理解をいたしますれば、まことにおっしゃるとおりだらうと思います。この法律が提案に至ります間については、地方自治体としては特に奈良県あるいは本明日香村の当局並びに県民、村民の御意思を十分押しながら法律制定の努力をいたしたつもりでございますので、そうした住民のお気持ちを十分配慮しながら法律も成案を得てきましたことでござりますし、本法を施行させていただくようになりますれば、その意思を十分踏まえながら施行いたしていくことは言うまでもないことと考えておる次第でござります。

○西ヶ久保重光君 ひとつぜひそういうことでやつていただきたい、こう願っております。

質問を進めますか。今度のこの法律案の中には、第一条规定ですが、これは衆議院の審議の過程で一応修正ということになつてはおりますけれども、まだ私どもが受け取つたこの議案にはちゃんとこことあるんですね。いわゆる「国を愛する心の涵養」^{涵養}といふことがあります。これはいま言つたように、衆議院で一応修正議決されておりますことは御承知のとおりであります。これは總務長官の個人のもちろん意思ではないのだけれども、どうもこういうのがちょっとちよいと出でてくるというふうはもう何か第二次世界大戦前のことちらちらと感じる。

と、これにはいろんな問題がある。
そこで、総務長官にこれはぜひ要望をしたいん
であります、次にいろんなことが出てくる場合に
に、こういうことが出ないようぜひひとつ対処
してもらいたい。したがいまして、ここで改めて
国を愛する心を涵養するということはどういうふ
うにして出てきたのか、そしてまた、これを衆議
院の審議過程で削除された時点における政府の、
これは長官とは申しません、政府のこれに対応する
ひとつ処置をお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) この明日香法を御提出いたしますに当たりまして、私どもが考えましたのは、現在の行政区画の中で明日香村といふものが存在しておりますけれども、明日香という地区は、言うまでもありませんが、わが国日本にとりまして、律令国家発祥の地でありますし、いわば日本が法治国家として内外とも認められたといふべき文めて特記すべき時代でありますし、また学者の説などによりますれば、この時期に初めて日本という国号が対外的にも呼称されるようになつたということでもありますし、まさに國政文政の成

果が花開いた時代であり、かつまた万葉の一時期といふべき日本文化が花開いた時代であると考えますれば、まさにこの明日香地域というものはわが日本にとりましてのふるさとと言つても過言でない地区であろう。したがいまして、こうし

が地域をまたいで飛び移る。しかし、開拓したばかりの地帯では、まだその風土を守り抜くといふ認識を深めていくこと、ということは、やはりなおさらだ、このままの風土を守るために、

第一条の目的としておるところの歴史的風土の保存をするための国の施策とあわせて住民対策を図つて、いこうとう一つの目的を達しようといふことだと思います。

したがいまして、やや誤解というわけではあります。まんが、この「國を愛する心の涵養」自体がやや目的のように御理解を願つてはおらないかと思ひますけれども、あくまでも本法律案は、そのこ

とを十分考えの中に入れながら、申し上げたような二つの目的を達成するということでございますので、ごく素直にお受けとめいただきたいというのが趣旨でございます。先ほど委員のおっしゃられました、かつての愛国心というものがいろいろ戦争その他に結びついたという御議論もあることでも、私ども、歴史を勉強する中で承知はいたしておりますけれども、あくまでも本法律案を提出いたしまする過程におきましては、そのような考え方の方は毛頭持つものではありませんで、日本の祖先、日本のあるさと、こういうものが現明日香村を中心にして発祥し、そのことを明日香村民を初めとして多くの皆さんのお力によつて守り抜いてきた、そのことをまた現下一億一千万の国民が等しい気持ちになつて保存していく、こういうことの気持ちがすなわち國を愛する気持ちにも通ずるのではないか、こういった気持ちを込めまして、この中に文章化いたした次第でございますので御理解を願いたい、こう私どもはお願いしておるわけでござりますが、しかし、衆議院段階におきまして、あえてこの字句を挿入することなくして、この法律の目的は達成されるであろうという衆議院における御意思によりまして、この点につきましては、修正議決されておるような次第でござります。

現行の特別保存地区が、新法に言う第一種の保存地区に該当するものと解釈してよいのか。また、現在の特別保存地区よりも拡大して第一種の保存地区を指定しようという考え方なのか。この特別保存地区では非常に土地利用の面で厳しい規制が出ておられます。住民はその点非常に困っているのが実態であります。

また、第二種になる地区でも、風致地区的指定ということなどと制限を受けることにもなっております。もちろん風致地区的指定に当たっては第一種から第二種、第三種までの地区的区分があり行為制限に対しても若干の差はあるのですが、住民は、この特別法の制定によって現在以上に厳しい規制になるのではないかという心配をしておられます。当然でしょう。その点どうなのか。また、一切の行為に対して許可制をとるというのかどうか、その点ひとつ建設省当局の御答弁を願います。

○政府委員(升本達夫君) おただしの第一点でございますが、第一種歴史的風土保存地区は、歴史上重要な遺跡や建造物などの文化的資産と周囲の

環境とが一体となつて明日香村における歴史的風土の中心的な部分を構成している地域といふうに考えられるわけでございまして、現に存する歴史的風土をその状態において保存する必要のある地域について定めることを考えております。現行古都保存法によります歴史的風土特別保存地区に相当する地区というふうに考えておる次第でございます。しかしながら、第一種歴史的風土保存地区の具体的の区域につきましては、現行の特別保存地区を基本といたしますが、若干、実際の指定に当たりまして拡大した地域について指定が行われるということを考えているところでございます。その広がりは余り大きな広がりに至らない範囲で、若干、地域の拡大を考えております。

それから第二点のおただしでございますが、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区が明日香村の全域について定められることになりますと、建築物の建築、宅地の造成等の行為は、通常一般のいわゆる管理行為あるいはまた軽易な行為、そといったものを除きましては、知事の許可を受けなければならぬということになりますのでございますが、第一種歴史的風土保存地区につきましては、政令におきまして、現在行政区指導を含めて古都保存法の特別保存地区で実施されているものとほぼ同水準の規制を定めることを予定いたしております。

また、第二種の保存地区につきましては、住民の方々の生産活動に対する配慮を念頭に置きました、現在自主規制を求めておりますビニールハウジングにつきましては、歴史的風土と著しく不調和なものをお除きまして、原則として認めることとしたします等、ほぼ風致地区条例等によりまして明日香村において現在実施されているものと同じ水準の規制を考えていくところでござります。

したがいまして、この法案によります第一種及び第二種歴史的風土保存地区における規制を通じまして、現行の諸規制に比べて格段に厳しくなるというようなことはないというふうに御理解をいただきたいと思う次第でござります。

○西ヶ久保重光君 法案の附則第八条で古都保存法を改正し、同法第七条の二を新設しておりますが、これは明日香特別法と同じような措置を他の市町村にも講ずる余地を持たせると思うんですが、この明日香特別法を除いて、ほかにどのようない市町村がこの第七条の二の規定に当つてはまるものであるか、また、それを考えておられるところは、どのような地区にどのような関係でそれを当てはめようとしているか。

○政府委員(清水正君) ただいまお尋ねの点でございますが、この改正をいたしました古都保存法の七条の二の規定におきましては、ただいま御指摘のように、一般的な規定の仕方をしておるわけではございます。ただ、その一般的と申しましても、そこに要件が書いてございまして、一つの地方公共団体の全域にわたって歴史的風土の保存を図ることが必要である、そういうような特殊の状況のものについての特例的な手続を別に法律の形で定めるということをうたつておるわけでござります。

で、今回は、それに該当するものとして、現在御審議いただいている間にこの明日香村につきましての特別措置法ということでござりますけれども、さて、それでは、ほかの地域でそのような該当の事例が現在考えられているかということでございますれば、それは現在私どもとしては考えておらない、現実の問題としては他にこれに該当するようなものはございませんということをお答え申し上げたいと思います。

○西ヶ久保重光君 やたらとあちこちにこうやられたんでは、それは大変なことだから、これは慎重にやつてもらつて、明日香というのは本当にもう特別だと思うから、本当に慎重にお願いしたい。

次に、歴史的環境保存に対する考え方についての方法があると思うんです。その第一は、地域住民の理解と協力で行う住民主導型のものと、第二は、国が地域地区あるいは建造物群を選んで保存する方法であります。

〔委員長退席、理事増岡康治君着席〕
しかし、広い地域の場合には、国からおりてくる保存方法では生きた真の保存にならない、廃墟的な保存になるおそれがあると思うんです。生きた保存は、その地域に生活している住民が本当に保存に協力するという方向のものが眞の保存であろうと思うんです。明日香村の場合、やはり私はそれを実証していると思うんですね。この明日香の歴史的風土保存もそうした方向で、もちろんいままでは住民の、何というか、自由意思による長い間の協力があつたと思うんですが、今後は、こういう法律ができるんありますから、なお一層そういうものを助長しなきやならぬと思うんです。でなければ、本当の保存はできないと思うんです。

埋蔵文化財的な遺構、遺跡と風土保存をあわせ持つ明日香村は、現実の生活的要求をどのように共存せしめるかということにならうと思うんです。従来は、ややともすれば地域の居住性の向上ということから、道路の整備であつたり上下水道、公園といった公共事業的な施設整備にすぎなかつたようだと思うんです。この法律の整備計画でもそのような傾向のものが考えられていると思うんだが、そのような施設整備は一般社会の向上発展によって普通の地域でも当然整備されることになるのであって、特定された地域だけの問題ではないと思うんです。今回のこの法案でも、また從來の古都保存法の適用を受けている明日香村は、あらゆる面で規制を受け、私有財産でありながら自分の思うようにならない、住民は自分の生活といふものに疑念を持つことになるうと思うんです。そう考えてみると、住民の基本的人権という問題に突き当たつてくるわけですが、住民に対する生活保障はどういうふうに考えていかれるのか、これは総務長官にひとつ適切な御説明をお願いします。

士審議会の答申におきましてもうたわれでいるところでございます。本法案におきましては、第二種歴史的風土保存地区を著しい現状の変更を抑制する地区として、御指摘にありましたようないろいろな制限を加えておるわけでございます。
これに対し、全村にわたるこうした規制に対して、一つとして、明日香村整備計画に基づいて、歴史的風土の保存と住民生活の安定向上のための細かな事業を行うための明日香村整備基金の造成に要する経費に対する補助、第三に、明日香村の区域において行為の規制が行われた場合における損失補償、土地の買い入れが円滑に行えるようこれに対する経費に対する国の負担、四、土地の買い入れに伴う譲渡益に対する課税についての特別控除、五、明日香村の区域内における固定資産税の課税免除等が行われても村の財政に支障が生じないよう、これに伴う減収額に対する地方交付税の基準財政收入額の算定上の所要の措置等の方策を講じ、村民生活に支障がないように十分配慮いたしてまいりたい、このようと考えております。

文化的遺産を守り抜くために御協力をいただきたいところでございますので、各般にわたりまして全力を挙げて御協力を申し上げていきたいと

いうふうに考えておる次第でございます。

○西ヶ久保重光君 そのとおりだと思うんです

やつてやるか、たとえば今日まで十年間に明日香

村には百億の資金がつぎ込まれたんですね。しか

し、この十年間に百億という明日香村に対する財

政の投入が、村民の生活と全然関係がないとは言

わぬけれども、ほとんどこれはもう公共事業に費

やされ、一部の土建業者はもうかつたけれども、

その百億という金が村民の生活の安定や向上にど

う役立ったかといふと、村民はそれにみな否定的

な考え方を持っております。しかし、百億という金

を使って公共事業をしたんだから、かなりそういう

面ではできんんでしよう。

今後は、いま長官も言われたように、長い間の

協力に対して、具体的にじや村民の生活の安定と

向上をどうやっていくのか、これは長官じやなく

てもいいから総理府のだれか、ひとつ具体的に、

こうして村民の生活の安定と向上に役立つんだと

いうことをおっしゃってもらいたい。

○説明員(中嶋計広君) ただいま長官の方から御

答弁申し上げました中にもござりますことですが、

一つは、今回の法律によりまして明日香村整

備計画というのをつくらうといたしております。

これは村民の方々が将来の生活設計を描くに當た

しての計画を定めようとしているわけでございま

して活環境の整備あるいは産業基盤の整備等につきま

す。これは奈良県知事が定めまして國の承認をとるといったような手続をとるわけでござりますが、その過程におきましては十分地元住民の意向というものを反映して策定するということにいたしてまいりたいと、いうふうに考えております。

つくり上げました計画を円滑に遂行いたしました所期の目的を達成するために、この法律によりまして、一つは、そのうちの特定の事業につきましては国が特別の財政上の助成を行うということを考えております。それからまた、特別の財政上の助成のほかにも、地方債、これはいろんな事業をやります場合に地方債を財源にするわけでございますが、そういった地方債につきまして、できるだけ長期低利の資金で引き受けるように配慮するといったようなことも考える、また、政府が技術上あるいは財政上の配慮等も加えるといったことを考えております。このようなことによりまして、住民が将来にわたりまして安心して自分たちの身の回りの生活環境がどのように整備されるのかというふうに考えてまいりたいということが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、そのようなことをするにいたしましても、県とか村とか、あるいは国が直轄で事業をやるといったようなことは限度がございます。住民の生活の面から見てま

いりますと、もつときめの細かい配慮、もつときめの細かい施策というものが必要であろうといふことで、そういうものは、できるだけ住民が自

主的に運営するような財源を持ちまして、住民が自分たちの意思によって運営していく、自分たちの考えでもつて対策を講じていくことが望ましいであろうという発想から、明日香村整備基

地元から大変強い要望のありました明日香村整備基金を造成するに当たりまして、國が補助いたしました。これも地元から大変強い要望があって、それを受けたわけでござります。それに対しまして国

が一定の補助を行なうということにいたしております。

それから第三点は、近代化施設につきまして、これは特別助成の対象にはなっておりませんが、

基金の運用益の助成対象としてこれを積極的に活用させていただきながら、いわば非公共といいま

すが、農業近代化施設の施設設備についてもできる限り御支援をしていく、こういう方向で総理府と十分御相談をしてまいりたい。

第三点は、公共事業及び非公共事業を通じまして明日香村から御要望のあります農林省の施策につきましては、これを採択面において優先的に配慮してまいりますつもりでございます。

さらに第四点といたしまして、ただいま御指摘いたしましたが、明日香村の農業振興を特に図

○西ヶ久保重光君 説明を聞いてみるとわかつたような気もするけれども、具体的にやっぱり生活環境整備大事だし、後から触れますか、農業の問題、あるいは隣接地帯との土地の問題というのもありますね、そういうものが一体どういうふうに具体的になつていくかはつきりしないんですね。それは後でお尋ねしますが、いまの御答弁ではなかなかびんとこないんじやないか、こう思うわけですね。しかし余り追及しませんが、ひとつ言葉だけ

じやなくて、具体的にぜひそういうことがスムーズにいくようにお願いをしたいと思います。

次に、保存のあり方についてお尋ねをします。

先ほど御報告申し上げた調査報告にも述べておきましたが、明日香村の歴史的環境、これは地下遺構とか遺跡等であります。この保存に対しては、住民の保存意識の高まりと國、自治体の積極的な援助がなければ生きた保存ができないことは当然であります。さきにも触れましたが、あくまで住民の保存に対する熱意がなければこれはどうにもならない。そこで、明日香保存が、また遺跡、遺構が保存されてきたのは、基本的には、いわゆる明日香の地区の農業構造にあつたろうと思ふ。そのための施設をいろいろ講じていくことなど、その構造の保存が結果的には明日香遺跡の保存であり、農業構造上の保存が歴史的風土の保存となるのは当然である。したがつて農業を維持し増進するためには、将来の見通しも必要であるが、どんな農業振興策が考えられるか。

私は、第一種のみならず、第二種の保存地区であつても、米の生産調整を除外したらどうかと思っているし、また、施設園芸のハウス栽培でも、

第二種地区などではむしろ積極的にやらした方がいいのではなかろうかと思います。もちろん不適

当な地域が中にあるとすれば、それはもちろん除くことは当然でしょう。農業に対する積極的な姿勢で対処しないことにはとうてい保存はむずかしいと思うんだが、総務長官と農林当局にお伺いしたい。むしろこれは具体的な問題ですから、農林省当局からひとつお答えを願います。

○説明員(川村浩一君) ただいま御意見にもございましたように、農林水産省といたしましても、明日香村における歴史的風土の保存と民生の安定を通じてどのように生活が安定し向上していくか

ということになると、今までの御答弁ではなかなかびんとこないんじやないか、こう思うわけですね。しかし余り追及しませんが、ひとつ言葉だけ

じやなくて、具体的にぜひそういうことがスムーズにいくようにお願いをしたいと思います。

次に、保存のあり方についてお尋ねをします。

先ほど御報告申し上げた調査報告にも述べておきましたが、明日香村の歴史的環境、これは地下

遺構とか遺跡等であります。この保存に対しては、住民の保存意識の高まりと國、自治体の積極的な援助がなければ生きた保存ができないことは

当然であります。さきにも触れましたが、あくまで住民の保存に対する熱意があればこれはどうにもならない。そこで、明日香保存が、また

遺跡、遺構が保存されてきたのは、基本的には、いわゆる明日香の地区の農業構造にあつたろうと思ふ。そのための施設をいろいろ講じていくことなど、

その構造の保存が結果的には明日香遺跡の保存であり、農業構造上の保存が歴史的風土の保存となるのは当然である。したがつて農業を維持し増進するためには、将来の見通しも必要であるが、ど

んな農業振興策が考えられるか。

私は、第一種のみならず、第二種の保存地区であつても、米の生産調整を除外したらどうかと思

っているし、また、施設園芸のハウス栽培でも、

第二種地区などではむしろ積極的にやらした方がいいのではなかろうかと思います。もちろん不適

ります場合に、やはりビニールハウスを利用した施設園芸というものが一つの中軸になつてまいると思ひますので、建設省御当局とも十分相談の上、この施設園芸が一つの軸になつて農業振興が國られますよう、農業振興と開発規制との調和という点に十分配慮してまいりますがございます。

なお、米の生産調整の問題につきましては、御承知のように、全国的に非常にむずかしい問題の中で、各市町村あるいは農家の御理解、御協力を得てやつております非常にむずかしい局面があることを御理解賜りたいというふうに存じます。
○西ヶ久保重光君 衆議院の審議過程を見てもわかるんですが、これはいろいろな問題があるんだが、これはわかります。だけど、これは法律でやるわけでもないし、農林省が一応指導的にやつていいわけだから、これは違反するもいとは言わぬけれども、これはやっぱり農民が、おれはもう絶対反対だと言つてやらなければいけることは何でも聞くといふような体質が残つてしまつますから、やつていて。

しかし、私は、明日香村に行つてみて、いまも言つように、やはり明日香の遺跡を守つてこれたのは農業だということは、これは皆認めていたがつて農民の皆さんもそう自負していらっしゃる。そこで、国会としても、明日香村だけは、米の生産調整をやめるといふことは、これは言つてみると差し支えない。しかし、いろいろと関係するといふことをおつしやるけれども、日本全国どこを探しても——特別保存地区

があつたりすることはありますよ、檍原にもあるだらし、桜井もあるだらし、しかし、村全体を全部やつているところはないんだな。いま政府委員が答弁したように、当分するといふことはないとおつしやる。これは特殊中の特殊なんだ。こ

ういうところに、政府が勝手に網をかぶせながら、農民の皆さん方が非常に熱望されているいわ

ゆる生産調整を幾らかかげんすることができないばかなことはないと思う、そんな政治なんかないと思う。

米の生産調整をやめたからといって明日香村の農村が繁栄するとか大変なことになるということは、明日香はいろんな意味で制約されるけれども、それでも、全國でまだ一つ明日香村の農民だけは米の生産調整はしなくて済むんだという気持ちは、これは非常に私は大事にしなくちならぬと思う。

勝手に網をかぶせて、あとは何にもないじやいかねと思う。こう言つてみても、農林省の諸君は、御説ごもつとも、明日香村の調整はやめましょうと、これはとても言えねわ。それはわかる。し

かし、そいつた気持ちを持ってやれば、何らかの形で明日香村の農民の皆さん方にこういう法律が、おれはもう絶対反対だと言つてやらなければいけないかねと思う。このままではどうしようもな

い。

そこで、国会にも附帯決議というのがある。もし衆議院でできなかつたら、参議院では附帯決議をつけて、政府は明日香村における米の生産調整を

につけて特別な配慮をしなさいといふ決議をつけられ、これはやはり政府は何らかの措置をしなく

べきならない。そのくらいやっぱり国会はしなければ、これが本当に何をいたしまして、それから

基準に従いまして配分をいたしまして、それから先は各都道府県知事、市町村長において各地域の個々の農業事情というものを勘案しながら御配分

をいただくということで、地方公共団体の御協力をいただきながら全国的に進めておるといふ状況をいただきながらおおきな全国的に進めておるといふ状況に相なつておるわけでございます。

明日香村につきまして、奈良県御当局におきましては、そういう農業事情なり、あるいは歴史的風土との関係とということを独自にお考えになつて、明日香村に対する目標の配分で若干の調整を加えておられるというふうに伺つております。

國は必ずしも農業事情というものを詳しく存じ上げおりませんし、また、地域間の公平といった面からどういった配分が適切かという点につきま

して、やはり地域の事情に精通しておられる地方公共団体にお願いせざるを得ない、こういった実情にあるということを御了解いただきたいといふふうに思います。

○西ヶ久保重光君 そんなことはわかっているんだよ。だけれども、やっぱり県は国の意向を考えるを得ない。實際にはそらなるにしても、県がもし仮にいろんなことを講じて明日香村における

それがだ。したがつて、先ほど言つたように、あなたが調整をやめますといふことは言えぬといふことはわかつていて。しかし、県や自治体がそういう一つの幅を持った仕事ができるような状態を、農林省は、こう何というか、ちょっと適當な言葉がないんだが、県が国、農林省に遠慮しないでやれるような一つの雰囲気を持つことが私は大事だ

と思う。

これは答弁要らぬよ、答弁しなくてもいいが、したがつて、先ほど言つたように、これはこういふことを言つていれば、今までたつても同じ答弁が返つてくるんだから、これ以上言わぬけれども、国会という一つの場で何らかの意思表示があつたならば、これはやはり国の行政機関はそれに沿つて考慮する必要があるわけだから、そのこと

をあなたはさうひとつ農林省を代表して含んでおいてもらいたい。答弁は必要ありません。そのことを申し上げて、この問題を一応おしまいにします。

次に、第四条第三項で整備計画の項目を掲げているのだが、この中で下水道整備は大和川流域下水道の一環として考へてあるのか。地下埋構等との関係で下水道は非常に困難ではないかと言われているんだが、実施は可能なのかどうか。

また、住民の住宅の整備に関する事項を掲げてあるんだが、どのような住宅の整備を予定しているんだが、どのよ

るのか、もし公営住宅を購入してしまった場合、明日香村で過去どの程度の公営住宅が建設をされてきたか、その実情はどうなつていて、その説明を願いたいと思います。

○政府委員(升本達夫君) 第一点の下水道についてのおおだしだござりますが、明日香村の下水道は大和川流域下水道の関連公共下水道事業として昭和五十六年度から事業に着手する予定であります。現在、具体的な事業実施の計画について検討中のところであります。事業の実施に当たりまして、おただしのように、地下構造との調整の問題等が起こることが十分考えられるところでござりますけれども、これは具体的な事例に当たりまして、その都度、十分な協議、調整を図りながら事業を進めるように指導をいたしてまいりたいと考えております。

でございますが、住宅の整備につきましては、この四条に申します住宅の整備は、村のつくります。村営住宅に限りませんで、県営その他を含めた公的住宅全般にわたって計画を定めることができます。そういうふうに考えておるわけでございますが、当面は、明日香村の村営の公営住宅の建設の予定はございませんけれども、今後、この整備計画を策定するに当たりまして、将来の可能性を確保するという意味で条項の中に規定を入れさせていただいいたものでございます。

それから、最後に、現在までの明日香村における公営住宅建設の実績でござりますけれども、昭和二十八年から三十八年までの間に合計八十二戸の住宅が建設されておりますけれども、三十九年の以降は建設されておりません。

○西ヶ久保重光君 その下水道工事、これは遺構、遺跡との関係で、たとえば家を建てるのに一堀つてみるとどうう、下水道となると、かなり下を通すわけでしょう。これはそら簡単にいくのかな。どこでも掘つてもいいというわけにもいかないだろうし、その辺どうなんです。それは君の答弁を聞いていると、さつと言つたけれども、そ

んな、君、簡単にいくとは思えないんだが、どう

○政府委員(升本達夫君) 私ども、現段階でどういう場所にどういう地下工事構があるのか具体的には把握をいたしておりませんので、これからは調査の妥当性を鑑みて、下水道管渠の全日本計画並びに其

体にその部分の実施に当たつて調査を重ねていくよりいたし方がないと思つております。その調査の過程で、あるいは迂回を必要とするような場合もございましょうし、あるいは特殊な工法を使わなければならぬ場合も出てこようかと思います。けれども、それは個々具体的のケースに即して努力をいたしていくことになるうかと思います。その地下構造が非常に大きなものであって、かなりの広がりの部分について下水道の既定の計画どおり進み得ないということもあるいは将来あり得るかもしれません。その場合には、やはり全体計画の見直しとか、あるいは部分的に処理をすることか、いろいろその際に当たつて応用問題として解決していくことにならうかという趣旨で申し上げた次第でございます。

きないんだから。それはひとつ遺憾のないようだ
やって、せっかく残す風土なんだから、下水道の
できるのは結構だが、そのため遺跡を壊しても
困るので慎重にひとつお願ひしたいと思う。

次に、総務長官にお伺いしますが、基金の問題、整備基金を五年間で合計三十億お積みになつて、その利息でいろいろとやろうとおっしゃるんだが、どうも三十億、まあ財政逼迫の現状から三

十億でも政府はよく出したとおっしゃるかも知れぬけれども、出さないより出した方がいいに決まっているから、三十億でも私は決して悪いとは言わぬけれども、現実としますと最初百億だった。八十億、五十億とだんだん値切られて三十億。いんだが、百億と言わぬでも五十億くらいは最低

限必要じやないかと感じてきたわけです。いまもそれは変わりません。しかし、これは衆議院でも

いろいろやつてこられたんだが、結局、それはどうにもならぬ。

は、五年の期間があるんだから、その間に財政的な
なみとりができるならば、これを五十億にあやす
ということもあってよがろうと思う。さらに、ま

た。物価高騰等がどんどん進みますと、最初予定したもののが使えなくなる。一方では、何かスライドとは言わぬが、この基金に対して、一応、三十億円といふ金額に対してもいまここで修正をしろといふ

うことは申しませんけれども、いわゆる経済の好況が出現した場合には五年間に見直しをするといふことぐらいはあってもいいんじゃないかな、こう思ふわけですね。総務長官がお金を出しになる

わけじやないけれども、そのくらいのおもんばかりはあってしかるべきと思うんですが、長官はいかがお考えでしようかお伺いします。

（西村大介）（小説家）今回の整備基金は三十億の基金を設けることになつておるわけでござりますが、いまほども御質問の中でもありましたよ

うに、大変現下国家財政窮迫の折でございまして、今次五十五年度予算編成に当たりましても、この基金に助成をいたしますることに対しましては、私ども、総理府と大蔵省との予算折衝におき

ましても最終的に大臣折衝という形になりまして、最後竹下大蔵大臣の決断をもってお認めをいただいたとというような経緯もございまして、今時点におきましては精いっぱいの金額であるとひと

つ御理解をいただきたいわけでございます。
なお、これからこの法律案をお認めいただきまして、年次的に積み上げてまいりますはスタートを五十五年度から出発させていただくわけでござりますので、向後におけるお約束をこの場面でいたすということは大変しにくいわけでござりますので、この点も御理解をいただきたいと思いま

ただ、衆議院の段階におきまして、私も、経済

の予想し得ないような大変動というのも、好きなことではありますんけれども、生きた経済社会の中まで起こり得ることも否定し得ないこともありますので、どうしてこのような再構成をおこしま

では、この基金の額等につきましても見直すことはあり得るのではないかと御答弁を申し上げましたが、そうしたことでも今後積み立てをいたします。

のに五年間必要といたしますので、その時点を
たりが、この基金によつて生じました利子による
果実が村当局の懸命な運営によりまして十分その
成果を上げるものと期待をいたしておりますが、

そのお仕事なども十分検討されて、いただく時期ではないかといふようなことも衆議院の段階で私御答弁申し上げましたが、いずれにいたしましても、額につきましては、御指摘のように、多いこと

とはそれだけ多くの果実を生み出すわけでございま
すので好ましいことだとは存じまするけれども、
この三十億をもつて村当局が県、国等とも十二
ヶ月營業する間に、運営に當り運営に當り

うの意見も聞かなければなりません。一方で、意見が通じないときに、それを生み出すことによりまして実績を上げていただくものだと思っております。

それの時期にか実績を見ながら、経済の予想し得ないような変動その他によりましてせつかくの実が総体的に減衰するというようなことになりますした段階におきましては、十分検討すべき課題で

○茜ヶ久保重光君　冒頭も言つたように、決して三十億は多いと思わぬけれども、よく出したと思ふんだ。それはやっぱり小瀬總務長官と竹下大蔵

大臣のこれはまた目に見えない一つの関係があることだと私は想像するんだ。あるいは小瀬渕務長官でなかつたら三千億出なかつたかもしけない、それはぼくはやはり言葉にあらわせないものがあったと思う。したがつて、ついでと言つちや悪いけれども、そういうふうな面で事が決まつたんだから、またさらにひとつそのところを押し

て竹下君にもうちょっと出させるようなことも、これはわれわれがバックアップするから、ひとつできるだけやつてもらいたいと、こう願願をする次第です。答弁は要りません。御苦勞でした。それから三十億出してもらったことに対しては一応農林省にまたお伺いしたいと思いますが、この特定事業に対する助成の対象に、特に農林業関係を対象に加えているのは最も妥当な措置だと思つております。一般に大都市圏の財政特別措置法の対象としている特定事業より拡大された方向にあるとも思ひます。この明日香村は農業主体の構造が適切であり、この農業対策に対してどのような内容を持つものと考えておられるのか。今後、こういう法律ができるいろいろなことが次々に実施をされるわけですが、その中で明日香村の農業はどういうふうなことで進めていくのが一番よいと考えておられるか、この点をひとつ。

○説明員(川村浩一君) 明日香村の具体的な農業振興の今後の方向につきましては、明日香村に関しまして整備計画をつくる前に、村御当局及び県御当局と十分お打ち合わせをしながら、その方向づけをしてまいりたいというよう考へておりますが、從来まで県及び村の御当局からお伺いした範囲内でわれわれが考へている方向を申し上げますと、やはり明日香村の中におきまして農業の立地条件というのがかなり地域差がござります。大きく分けますと三つの類型に分かれるんではないかというように考へております。

第一のグループといいますのは、いわば第一種保存地区の問題がございますが、ここはやはり稻作が主体をなしながら、現状ができる限り維持しつつ歴史的風土の保存との調和を図つていくといふことになりますと、稻作について、その生産性を上げ、あるいはコストダウンをしていく、そういう意味での施策といふものが中心になつてくるんではないか。たとえば田植えにつきまして農協等が中心になつて田植えの共同育苗施設をつくつてい

く。あるいは稻作作業につきまして生産組織をつくりながら効率的な稻作作業をやっていく。あるいは収穫したもみにつきまして、これをミニライ

センターといいますか、小規模な乾燥調製施設をそこで施設の中心になつていかうかと思ひます。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございましたように、われわれも明日香村における農業振興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめで重要な役割りを果たしているというように考へておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の方々のお考へといふものが前提にあります。やはり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かいアドバイスをしていくとともに重要であると考へておりますので、法案成立後、できるだけ早い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村当局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) 都市局長、ミニールハウス、

これも少しどうかと思うんだが、もちろん、君、飛鳥時代にはミニールハウスはなかつたわな。だけど、君、飛鳥時代になくていまあるものはミニールハウスだけじゃないんだ、ほかにもたくさんあるんだ。どうも少しミニールハウスをこ

う何かいろいろ文句をつけ過ぎるような気がするんだな。いろいろ言わぬが、地下構造を壊したりすることは困るけれども、ただ景観だけではなくは、やっぱりこういった園芸は将来農村の一つの中の歴史的風土と著しく不調和なものを除き、原則的に許可するという方向で考へております。それから第二種の地区につきましては、これは抽象的な表現で恐縮でございますけれども、周囲

だ。ぼくは現地へ行つたんだ。白いのがたくさんあって見苦しければ迷彩をすればいい、ミニールに迷彩を。保温状態の問題もありますからね、そういうことを考へてミニールに迷彩をつけてきれいにしたらしいと思う。いろんな方法がある。ただ、いかぬ、いかぬでは済まぬと思う。

そこで、都市局長、そういう点をよく勘案し

て、このミニールハウスに対する対策も、現地農

民や村の皆さんと相談をしながら、何かいい方法

をひとつ考へ出していく。将来ミニール園芸農業

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

決意を表明してください。

○説明員(川村浩一君) ただいま御指摘ございま

したように、われわれも明日香村における農業振

興がこの明日香村の歴史的風土保存の上にきわめ

て重要な役割りを果たしているというように考へ

ておりますので、この法律が成立いたしました晚

におきましては、

〔理事長岡康治君退席、委員長着席〕

農業振興は基本的には地元の農家の方々、村の

方々のお考へといふものが前提にあります。や

はり専門家の立場からいろいろ現地できめ細かい

アドバイスをしていくとともに重要であると考へ

ておりますので、法案成立後、できるだけ早

い機会に、一度本省の専門家を含むメンバーで現

地にお伺いをして、いろいろ調査をしたり、村當

局あるいは農家の方とお話し合いをした上で、積

極的なアドバイスをしてまいります。

○議長(西久保重光君) いま言われたことで大体よ

ろうと思うんだ。ただ、実際に具体的にそれがや

っぱり実施されぬと意味がないんだから、いま最

後におつしやった県や村と相談していく、それは

ひつ村や県から言つてくるのを待つていてるんで

はなくて、農林省が主導的にどんどんひとつ行つて指導する、あるいは要請する、そういう形で、

法律は国がつくるけれども、あとことは村や県

が来なれりや知らぬじやいかぬので、積極的に農

林省自体がいまあなたがおつしやったことを推進

するという、ひとつこれはあなた大臣にかわって

くわけでござりますけれども、なお、その場合にも、農林水産省御当局とも十分御相談申し上げて、先生がおっしゃつておられるような趣旨でござるだけ反しないよう、必要限度の規制などまるのように努力をいたしてまいりつもりでござります。

○西ヶ久保重光君

ひとつやつぱり何といったつて農業中心だったんだから、よく考えて対処してもらいたいと思います。

次に、自治省見えてるね、統いて三点ばかりお伺いします。

第一点は、第四条に規定されている整備計画に盛られる事業と第五条に規定されている特定事業の事項とがどこかかみ合わない。明日香村が単独事業として河川事業については実施する事業がないということで、河川は第五条から外されていると思うのですが、住宅に対するはどうだらうかということなんです。公営住宅を対象とする明日香村の対応は、当面ないとしても、全く予測も立たないという状況であつて、必要がないというのではないと思うんです。そういつた点をひとつ明らかにしてもらいたいと思うわけです。

○政府委員(升本達夫君)

おだしの点につきましては、この法律五条に申します特定事業が昭和五十五年から六十四年までの間に行われる事業といふことでござります。なお、将来、必要が生じましたときには、政令の改正等によりまして対象に含められるように検討をいたしたいと思っております。

○西ヶ久保重光君

いまお尋ねの件について○西ヶ久保重光君 今度は財政面だから、これは自治省だな。さきの報告でも示しましたが、明日香村は人口

が七千人余り、五十三年の財政力指数は〇・二二三、五十四年度の財政需要額は十八億五千万円程度ですが、これは学校建築が入っているから伸びたんであって、平年度では大体十二、三億円程度と言われております。しかも、その村税は一億六千万円程度で非常に財政的に貧困な地方公共団体と言えることができるでしょう。厳しい規制の中で村財政をどのように強化していくか。

また、明日香村が行う特定事業に対して対処する財政力があるかどうか非常に疑問でござります。法案の第五条第二項では「国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。」と規定しておりますが、政令では、どのようなことを内容とするもののかどうか、この明日香村の財政の長期見通しをどういうふうに見ているのか、ひとつかわせて御説明願います。

○説明員(平林忠正君)

明日香村の財政状況につきましては、ただいまお話をございましたように、確かに余り裕福な団体というふうには考えられないわけであります。この明日香村の整備計画というものを、現在、奈良県において明日香村の意見を聞きまして素案を検討中でありますと、それがに基づいて具体的なこの計画における所要財源が確定をしてくるわけでありますけれども、この計画策定の段階におきまして、法律が要請をしております必要な生活環境及び産業基盤の整備水準の確保を図ることといたし、なお明日香村の財政負担の見通し等も十分に勘案をして、その計画といたしまして、明日香村の整備計画に定められておりますが、たとえば国庫補助対象事業の採択に当たっては、たとえば奈良県あるところでの事業を優先的に採択するといふやうな配慮をするといふことが一つ考えられるわけでござりますし、それからまた、たとえば奈良県あるのはいろいろの事業がござります、文化財に関する事業とさうのものもあるわけでございまして、ただいま先生がお挙げになりましたような場合に、この明日香村整備計画に定められているそのほかいろいろの事業がござります、文化財に関する事業につきまして必要な技術的な助言をするとか、あるいは指導を行う、あるいは場合によります。

○西ヶ久保重光君

文化財保護法の第四章では、埋蔵文化財に対する規定が設けられており、第五十七条の五の規定で對して課する固定資産税を――地方税法の第六条に免れなり不均一課税の規定がございますが、その規定に基づいて村が固定資産税を免除なりあるいは不均一課税をした場合に、地方交付税の計算上は、それを基準財政収入額に算入をしないとあら扱いをするということでございます。

○西ヶ久保重光君

次に、法第七条で「国は、」明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上配慮することを義務づけておりますが、その内容となるものは、どのようなものに対し配慮するといふのか。もちろん明日香村には地下遺構、遺跡等埋蔵文化財といったものが非常に多いのです、その発掘調査を実施されると、住民に対しても、また住民の生活に迷惑をかけるようなことがあつてはならぬと思うのであります。この辺の指導、援助をどう考えておるのか、ひとつそういうものの取り組みを説明願います。

○政府委員(清水汪君)

ただいまの第七条でござることは、十分御相談に応ずるとともに、明日香村整備計画に定められました事業につきましては、それが円滑に推進されますように、必要に応じて十分協力をしてまいりたいといふふうに考えております。

○西ヶ久保重光君

もう一点、村財政収入との関連で、この法案の附則第七条で地方交付税法の一

部改正を行なっておりますが、その改正の趣旨、内容はどんなものですか。

○説明員(平林忠正君)

明日香村の区域が古都保存法に決められますと、特別保存地区として位置づけられるということになりますが、そういたしますと、いわゆる開発行為等の規制がされるという事情にかんがみまして、明日香村がその区域内の土地または家屋に對して課する固定資産税を――地方税法の第六条に免れなり不均一課税の規定がございますが、その規定に基づいて村が固定資産税を免除なりあるいは不均一課税をした場合に、地方交付税の計算上は、それを基準財政収入額に算入をしないとあら扱いをするということでございます。

○西ヶ久保重光君

次に、法第七条で「国は、」明日香村がその区域内の史跡、古墳等埋蔵文化財があるわけですが、その中には宮跡、寺院跡等、地下遺構、遺跡が広範な地域にわたりて存在しております。したがつて、この特別保存地区内での史跡指定区域にある住民は、新たに建築物を新築、増改築する場合には発掘調査を行なう義務がつけられています。これに伴つて、発掘調査をして遺跡らしいものがなかつた場合、また、調査の結果遺跡が見つかった場合、いずれにしても、そこに居住する住民は精神的経済的な負担を大きく受けことになると思うんだが、これに対する補償はどういうふうになつてゐるのか。これは文化庁のひとつ御見解と趣旨とをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(山中昌裕君)

埋蔵文化財があるということが相当の確度において推定されます土地を文化財保護法では埋蔵文化財包蔵地と、こう申しておりますが、全国で約三十九万カ所あると見込まれております。

○説明員(清水汪君)

埋蔵文化財があることとが、たとえば奈良県ある木工事などを行ないます場合には、工事着手の六十日前までに文化庁長官に届け出で、指示を受けることがあります。いま先生申されましたとおり、そこにおいて土木工事などを行ないます場合には、工事着手の六十日前までに文化庁長官に届け出で、指示を受けることが必要とされております。ただ、この六十日の期間を、法律に六十日とあるからといってゆつくり構えておつては、その間、やはり全國の住民の方々に迷惑をかけるわけでござりますので、私どもとしていま行つておりますのは、まず第一に、この時間でござりますね、これを最大限短縮する。時間の短縮で必要なのは、市町村段階、県

段階、国段階とそれぞれこれは考古の専門家の審査でございますからある程度の時間がかかりますが、その時間を最大限に短縮してまるい、この面で第一に努力する。そして昨年から、軽易なものにつきましては県の教育委員会の判断で、その専門職員の立ち会いのもとにもう工事を進めていただく、こういう処理を昨年から始めたわけでございます。

で五十四年の実態で申し上げますと、明日香村から届け出がございましたのが五十三件ございますが、県の判断で、県の専門家の立ち合いで進めていただいたものが四十一件でございます。文化庁まで上がつてまいりまして正式に発掘調査の段階に至つたのが一件でございます。まず、そういう方法で、できる限りこの時間の短縮を図る。それから第二番目には、発掘に当たります地方公共団体の専門家、これは考古の専門家でござりますが、その方々の技術水準を高めていく。考古の専門調査でございますから、機械力を導入して短縮するというわけにはちょっとまいりませんが、技術水準を高めてまいりますと、相当程度調査の時間が短縮してまいります。それについては奈良にちょうど国立の文化財研究所がございますので、そこに埋蔵文化財センターといふものを設けまして、そういう地方公共団体の専門職員の専門研修を行うということをいたしておりまして、その面から調査そのものの時間を短くして、住民生活への影響を最小限に食いとめるという努力を重ねております。

特に、明日香村関係の場合につきまして申し上げますと、幸いにしてこの近くに国立では国立の文化財研究所もござりますし、それから県立でも文化財研究所もござりますし、その研究所も協力体制をとるよういたしております、それでそういう発掘調査に当たつて住民生活への影響を最小限に食いとめる、こういう方向でいま努力しているところでございます。

○西ヶ久保重光君 明日香村といふところは非常に財政規模の弱い——これはまあ失礼な言い方ですが、村税が一億六千万しか出ないところですから、今後、この法律を施行するに当たつてはいろいろな問題点が出てくるので、それに対しては、文化庁としても、できる限り思い切った施策を講じてもらいたい、これは要望です。

次に、明日香のいろいろな伝承宮跡に対する発掘調査が行われているようありますが、現在の発掘調査のテンポで進んだとすれば、今後、どの程度の年数で明日香村のそういうわゆる遺跡あるいは宮跡等の発掘が終了するのか。また、これら調査が終わった後のこういう遺構、遺跡の保存がどうふらなることになるのか、また、なつた方がいいのか、こういう点をひとつお伺いしたいと思います。

○説明員(山中昌裕君) 飛鳥の地域におきます文化財として後世にまで史跡に指定して残す、こういう必要がある重要な遺跡については国と県と村が協力して調査しておりますが、現在までのところ、大きなものを例に挙げて申しますと、国の研究所で学術調査いたしましたのは、飛鳥淨御原宮跡と推定されおります土地とか、あるいは大官寺の跡とか十四の遺跡がございます。それからまた、県立の橿原考古学研究所の学術調査として、飛鳥板蓋宮跡と伝えられております場所とか、あるいは島宮の跡、それから明日香村が大学の協力を得まして、すでに全国的に知られております高松塚古墳とかマルコ山古墳、檜前宮跡の伝承地、こういう学術調査を行つております。また、さきの御質問で申し上げましたが、このほか

○説明員(山中昌裕君) いま先生申されましたように、りっぱな遺跡についてそういう形で整備したいというのが実は私どもの念願でございますが、平城宮跡とかあるいは藤原宮跡のように唐の時代には太体二年ぐらいと推定されております。それから飛鳥淨御原宮跡の推定地とか飛鳥板蓋宮跡と伝えられておりますところは歴史上もきわめて重要な遺跡であります。たゞ五年ぐらいと想定されておりました。これまでにわかつておりますのはそのほんの一端でございまして、これについてはなお相当の年月がかかるものと考えられております。

それから、こういう重要な遺跡について、それ

を調査が終わった段階でどうするのかということ

でございますが、こういう重要なもので後世に伝

えられるべきものということはつきりしてまい

りましたものについては、土地所有者の方々とよ

くお話し合いしまして、史跡指定、それから史跡

としての整備、こういうことで活用してまいる方

向で対処していくべきだと思っております。

○西ヶ久保重光君 ほんらは素人ですからわから

ないんですけど、たとえば建物なんかはそのままあ

れしている、ところが明日香の場合はほとんど地

下でしよう。たとえば甘樅丘に立つて旧飛鳥村を

ながめて、あそこは何宮だったかな、旧飛鳥村の

一帯にある大きな宮跡ね、みんなたんばと村でし

ょう、だからその地下に遺跡があると言つてもわ

からないわけだな。

そういうところはある程度発掘をして現状がわ

かつたら、それは全部でなくともある程度ずつ表

に出して、そして一般のわゆる人にも、はあ

これがかつての大宮殿の跡かということが現実に

わかるようなことはできないのか、できるならば

それが望ましいと思うのだが、平城宮跡、あそこ

は大分出ていますね、それからほかに模型もでき

ている。模型はぼくは余りびんとこないと思うの

だな。現実に掘つて出した遺跡の状態が何らかの形

で一般の人の目につくような保存法というか展示

するというか、できなものかどうか、いかがなもの

であります。

○西ヶ久保重光君 できれば、だれでも一目見て

わかるようになれば一番いいと思うのですね、い

ろいろ条件はありますよ。

それから、これはこの法案と直接関係がありま

○説明員(山中昌裕君) ほんらは素人ですからわからぬものが村内に分散しておるというところが技術をいわば取り入れて大きな街路を形成する、実際に非常にむずかしいわけです。まず、いろんな文献その他から判断いたしましたが、平城宮跡とかあるいは藤原宮跡のように唐の時代には太体二年ぐらいと想定されておりました。それから飛鳥淨御原宮跡の推定地とか飛鳥板蓋宮跡と伝えられております。大官大寺は相当進みましたので、あと五年ぐらいと想定されておりました。ただ、問題なのは、飛鳥淨御原宮跡の推定地とか飛鳥板蓋宮跡と伝えられておりますところは歴史上もきわめて重要な遺跡であります。たゞ五年ぐらいと想定されておりました。これまでにわかつておりますのはそのほんの一端でございまして、これについてはなお相当の年月がかかるものと考えられております。

それから、こういう重要な遺跡について、それを調査が終わった段階でどうするのかということでございますが、こういう重要なもので後世に伝えられるべきものということはつきりしてまいりましたものについては、土地所有者の方々とよくお話し合いしまして、史跡指定、それから史跡としての整備、こういうことで活用してまいる方を調査が終わった段階でどうするのかということを調査が終わつた後のことになります。そこで、たまたま大きなものを例に挙げて申しますと、國の研究所で学術調査いたしましたのは、飛鳥淨御原宮跡と推定されおります土地とか、あるいは大官寺の跡とか十四の遺跡がございます。それからまた、県立の橿原考古学研究所の学術調査として、飛鳥板蓋宮跡と伝えられております場所とか、あるいは島宮の跡、それから明日香村が大学の協力を得まして、すでに全国的に知られております高松塚古墳とかマルコ山古墳、檜前宮跡の伝承地、こういう学術調査を行つております。また、さきの御質問で申し上げましたが、このほか

○説明員(山中昌裕君) いま先生申されましたように、りっぱな遺跡についてそういう形で整備したいというのが実は私どもの念願でございますが、平城宮跡とかあるいは藤原宮跡のように唐の時代には太体二年ぐらいと想定されておりました。それから飛鳥淨御原宮跡の推定地とか飛鳥板蓋宮跡と伝えられておりますところは歴史上もきわめて重要な遺跡であります。たゞ五年ぐらいと想定されておりました。これまでにわかつておりますのはそのほんの一端でございまして、これについてはなお相当の年月がかかるものと考えられております。

それから、こういう重要な遺跡について、それを

調査が終わった段階でどうするのかということ

でございますが、こういう重要なもので後世に伝

えられるべきものということはつきりしてまい

りましたものについては、土地所有者の方々とよ

くお話し合いしまして、史跡指定、それから史跡

としての整備、こういうことで活用してまいる方

を調査が終わった段階でどうするのかということ

でございますが、こういう重要なもので後世に伝

えられるべきものということはつきりしてまい

りましたものについては、土地所有者の方々とよ

くお話し合いしまして、史跡指定、それから史跡

</div

まして、必要に応じ意見を出していただいております。その間、地元の方と私どもいろいろ意見の交換を図りまして、要望書に盛られております地元の御要望につきましても、行政ベースで見まして実行可能なもの、ちょっとこれは無理じゃなからうかと思われるようなもの、意見の交換をしまして、その審議会は、特に住民対策の面につきましては地元の県なり村なり、特に村の意向が強いわけでございますが、希望を聞きまして、それをもとにいたしまして答申をまとめていたということです。したがいまして、この要望書をいただいておりますが、直接的には地元の要望は審議会の段階で特別部会の何回かの審議を通じまして審議会の答申の中に盛り込まれたということでございます。

そういう面で見てまいりますと、今日、御審議いただいております法案のうち、特にその地元対策といいますか、地元住民の生活のための対策についておきましたが、審議会の答申を全面的に踏まえておりまして、まず、審議会の答申は全面的に盛り込み得たということを考えております。

ただ、御指摘のございました代替地等につきましては、現実問題といたしまして、土地を用意いたしておきましたが、どこでどういう需要が出ましてどういう土地を要望されるか、これが全然わからぬものでございまして、現実問題としては非常にむずかしいということで審議会の答申にも入っておりませんし、私どもの法案でもそこまでは考えていないということになります。

先ほども御答弁なさって、大体、三つの地域に対するおのおのの農業の振興方策を考えておられる、非常に結構だと思うのです。私どもは現地に参りまして、先ほど西ヶ久保委員から非常に農業について御心配なさっておる、それはわれわれも同じような気持ちでございました。

のは水田、麦畑というような問題がどうしても一緒にペアで頭の中に浮かぶという意味におきまして、ひとつこれは県、地方の自治体に任すという若干彈力的な本省の言葉でございましたので、そういうふうにしてほしいなということは私からもお願い申し上げたいと、実はお願いでございまして、これは各与野党議員が全部やはりそういう話が出ました。

何となくあの風景を見ますと、これからだんだん人口が少なくなつていく上に、やはり雇用の場が、大半の若い方々は外に就職して、りっぱなふるさとに家を持つて、農業も若干手伝つてその土地を守り、実際はまた外に出て働いて生計を保つというような方向へいくんではなかろうかと、私の想像でございますが、こういう面でひとつ施設園芸大いに結構ございましょう、大いにその中に生きることと同時に、やはり先ほどの水田の転作問題については、さらにひとつ御協力をいただいて、明日香の皆さん方が本当にそこに住んでその村を守りやすいような、気分が合うような方向をひとつお願ひいたしたいと、これは要望でござります。

それからやはり出ましたのがビニールハウスで

そこで、第一種地区におきましては、一定の規模以下のもので一時的使用と言える程度のものであるならばよかるうではないか、許可を認める、許可するという方向で整理をさしていただきたいと思う。具体的には、たとえばいわゆるビルハウスと言われておりますものの中にもいろいろ形状、態様が違うようございますが、ビルキヤップというようなあいだていのものでありますすれば、ビニールなるがゆえにいかぬといふ対象のはかに、別と考えてしかるべきものではないか、以上のようないふ考へ方から許可の対象を考えまいりたいといふうに考えております。それから、第二種の地区におきましては、周囲の歴史的風土と著しく不調和なものを除いて原則的に許可するというふうにお答えを申し上げておきたいと思います。しかば、著しく周囲の歴史的風土と不調和なものというのはどんなものかといふことになるわけでござりますけれども、これから慎重に検討させていただきたいと思っておりますが、おおよそ、たとえば極端な色合い、真っ黒だと真っ赤だと赤だととか、余りそういうことは考えられないかもしませんけれども、そういうふた極端な色合いのもの、それから大変高さが高いというようなもの、ビニールハウスと言われてる中にも、たとえばガラス温室みたいなもの、ああいうがつちりしたものと申しますか、というようなもの、そんなようなものは一応別といたしまして、原則的に許可するという方向で考えさせていただきたい。

それから、これは制度の組み立てといったしまして、このよだな対象範囲を限定いたします場合に、歴史的風土審議会の御意見を伺つて決めさせていただくわけでございますので、その間で十分

○理事(西ヶ久保重光君) 入っておりませんし、私どもの法案でもそこまで
は考えていないというふうにござります。

○理事(西ヶ久保重光君) もうと速記をとめ
て。

先ほども御答弁なさって、大体、三つの地域に對しておのの農業の振興方策を考えておられる、非常に結構だと思うのです。私どもは現地に参りまして、先ほど西ヶ久保委員から非常に農業について御心配なさっておる、それはわれわれも同じような気持ちでございました。

と申しますのは、村の七千人の方々の中でだんだんと第一次産業に従事される人が年々と少なくなつておる。その中でまた農業を專業とする方々もだんだん少なくなる、兼業があふえてくる。この兼業の中を見ますと、兼業の比率が多くなつてくる。こういうような事態の動きというの是非常によくわかるんでございまして、周辺が非常に発達いたしまして、大都市にも近い雇用の機会が多い、外へ出て働く機会が非常に多いといふ場所である、こういうやあいに考えてきますと、いろんな施設園芸を中心とした振興方策大いに結構ござります。生活のために大いにその地域の中でも多い、明日香村の農業が振興されることはいいんですけども、やはり自然に、これはどう言いますか、兼業的な方が多くなるんではなかろうか。

いわゆる専業農家は専業農家で大いに育つて、いかなきやいけないんですけど、どうも私ども日本全国のありさまを見ていて、一番やはり兼業農家に向くのが水田ですね。一年間のうち二十七、八日働けばいいという、最も手間がかからないといふのが通常的に言われておる今日、一般の方々はいわゆる水田というものに非常に魅力がある。それがしかも風土というものが歴史的風土になりますと、私どもはどうしても風土イニール水田イヨルマツュームというような連想が頭に残るわけでございまして、上手な水田の転作ができるやいいんですけれども、中途半端にして雑草のままに置いとくとか、こうしますと、またさつきの話いやございませんが、観光客がそういうところに物を捨てるに、ひとつ私たちの頭にある歴史的風土というふ

緒にペアで頭の中に浮かぶという意味におきまして、ひとつこれは県、地方の自治体に任すという若干彈力的な本省の言葉でございましたので、そういうふうにしてほしいなということは私からもお願い申し上げたいと、実はお願いでございまして、これは各与野党議員が全部やはりそういう話が出ました。

何となくあの風景を見ますと、これからだんだん人口が少なくなつていく上に、やはり雇用の場が、大半の若い方々は外に就職して、りっぱなるさとて家を持つて、農業も若干手伝つてその土地を守り、実際はまた外に出て働いて生計を保つというような方向へいくんではなかろうかと、私の想像でございますが、こういう面でひとつ施設園芸大いに結構でございましょう、大いにその中に生きることと同時に、やはり先ほどの水田の転作問題については、さらにひとつ御協力をいただいて、明日香の皆さん方が本当にそこに住んでその村を守りやすいよ、うな、気分が合うような方向をひとつお願いいたしたいと、これは要望でござります。

それからやはり出ましたのがビニールハウスでした。この問題は現地へ行きましたも一番大きな問題でございます。先ほど都市局長の方からいろいろお話を聞きましたけれども、このビニールハウスの規制に対しても、同じ答弁になるかされませんけれども、現在におけるビニールハウスに対する考え方をもう一度ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど西ヶ久保先生の御質問に対してお答え申し上げたところと同じお答えになるわけでござりますけれども、整理をさせていただいて申し上げさせていただきたいと思います。

やはりおなじのように、農業中心のこれから村の立ち行きと申しますか、ということをお考えでございます以上、ビニールハウスなるがゆえにいかぬというようなことは考えてても無理があるの

つもりでございます。

そこで、第一種地区におきましては、一定の規模以下のもので一時的使用と言える程度のものであるならばよからぬではないか、許可を認める、どうだらう。具体的には、たとえばいわゆるビニールハウスと言われておりますものの中にもいろいろ形状、態様が違うようでござりますが、ビニールキャップというようなああいつたてのものでありますれば、ビニールなるがゆえにいかぬといふ対象のはかに、別と考えてしかるべきものではないか、以上のような考え方から許可の対象を考えまいりたいといふうに考えております。

それから、第二種の地区におきましては、周囲の歴史的風土と著しく不調和なものを除いて原則的に許可するというふうにお答えを申し上げておきたいと思います。しかば、著しく周囲の歴史的風土と不調和なものというはどんなものかということになるわけでござりますけれども、これから慎重に検討させていただきたいと思つておりますが、おおよそ、たとえば極端な色合い、真っ黒だとか真っ赤だとか赤だととか、余りそういうことは考えられないかもしませんけれども、そういう極端な色合いのもの、それから大変高さが高いというようなもの、ビニールハウスと言われている中にも、たとえばガラス温室みたいなもの、ああいうがつちりしたものと申しますか、というようなもの、そんなようなものは一応別といたしまして、原則的に許可するという方向で考え方をしていただきたい。

それから、これは制度の組み立てをいたしましたて、このような対象範囲を限定いたします場合に、歴史的風土審議会の御意見を伺つて決めさせしにいたらくわけでございますので、その間で十分分御相談をしながら、現実の農業経営に御無理がいかぬ範囲で法律の趣旨を達成し得るようになに検討

に、そういう視点を入れて指導していただきたいと思います。
い、こういうことで申し上げたわけであります。

の前の参考人の伊藤から見をして、農業改良の
いう、先ほど増岡先生のお話をありましたし、西
ヶ久保先生のお話もありましたが、農業というも
のが保存と非常に関係があるというようなことを
盛んに先ほど言われておられますので、農業の振興
といいますか、あるいは振興という言葉が悪いな
い、そこそこそこそこそこそこそこそこそこそこ

農業講堂としむるに於けるはこの送付益としむるが使われるようなことがこの八条の規定から読み取れるのか読まれないのか、また、そのことをお考えになつてゐるのか、なつていなかうかといふことをついてお詫せを願いたいと思ひます。

○説明員(中嶋計広君) 資金の運用益の用途につきましては、法案の第八条に一、二、三と三号ございますが、このうち住民の生活の安定向上を図るために行われる事業で歴史的風土の保存に関する重要な事業もこれに該当する。これは明日香村つばさの

方々の生活の安定向上、特に明日香村が将来農業立村でいこうということをございますので、当然、住民の生活の安定向上ということになりますと、農業の振興ということを考えてまいらねば

村の農業が安定的に行われるということは歴史的風土の保存の上から申しましても非常に好ましいことでございまして、むしろ積極的に農業を維持していくいただきたいということでございますので、

したがいまして、この条項でもちまして第三号の「住民の生活の安定向上を図」るための事業といふことで、主としてこれは農業を頭に置きました書いた条文でござります。

もちろん農林省の方で公共事業としておやりいただくものもあるわけでございますが、そのほかにも農道でございますとか、あるいは農業用の用排水路でございますとか、そういうた施策、あるいは農業の後継者を育成するために行われる事業等

す。そういうものに地元の方でも資金の運用益のかなりの部分を割きたいというお考えをお持ちのようでございますし、どういう案が検討されてきりますか、地元の方で検討されました案が出てまいりました段階で、私どもも御相談にあずからせていただくわけでございますが、國の方としましても、農業関係に資金の運用益をお使いいただきことはまことに結構なことだと思いますので、そういう方針を支持するというような方向で御相談に乗つてしまいりたいと思つております。

○降矢敬義君 多少、あと条文に印して一、二聞きたいたいと思います。

第二条の第二項に「第一種歴史的風土保存地区」と第一種歴史的風土保存地区との区分の基準」と

いうのが書いてあります、この「基準」というのはどういうことをお考えになつてゐるのかといふことが第一点。

それから、その次は、三条関係でありますが、三条の二重、二重の歴史的風土也区こおする

規制の中身、規制の内容をどういうふうにお考こうになつて いるのか。そのときに特に第二種歴史的風土保存地区というものを古都保存法の特別保存地区というふうにまで規制を高めている理由とい

○政府委員(升本達夫君) 第一種歴史的風土保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区的指定の基準でござりますけれども、第一種歴史的風土保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区的指定の基準でござります。

地区は、第三条一項の規定に従いまして、歴史上重要な遺跡、建造物などの文化的資産と周囲の環境とが一体をなして明日香村における歴史的風土の極要な部分を構成している地域であつて、現存するも僅に内風土をその大態において保有する必

要がある地域について指定することになろうかと思ひます。

具体的に、しかば、その指定対象区域はといたることでござりますけれども、これは現在古都保存法に基づきまして指定されております歴史的風

土特別保存地区とはほぼ同じ区域が指定対象になるものというふうに考えておりますが、なお部分的には若干これに加えて指定されることになるうちかと考えます。

の明日香村の区域の全域にわたって指定されることがあるわけでございまして、歴史的風土が良好な状態に維持されている明日香村の全域につきましては、現に存する歴史的風土の保存を図るため著しい現状の変更を抑制する地域という観点から、全村について指定すると、う二点を考えておき

○降矢敬義君 規制の内容。
○政府委員(升本達夫君) 第二点のおただしの、規制の内容につきましては、まず、第一種地区にて次第でございます。

おきましては、現在行政指導を含めまして古都保存法の特別保存地区で実施されているものとほぼ同水準の規制を予定いたしております。

建築物の新築、増改築等につきましては、周囲の歴史的風土と著しく不調和でないものであれば、一定の基準のもとにおいて原則的に許可するということいたしまして、またビニールハウス等に

歴史的風土を保つこと、不採用が原則として除き原則として認めるという方向で検討をされていただきたいというふうに考えている次第であります。したがいまして第一種歴史的風土保存地区につきまして許可制をとるということになります。

ましても、行政措置を含めた現行の規制と比較して、だいて、必要以上に規制が強くなるといふようなことがないよう配慮いたしてまいります。

「土地の買入れに関する事項」を決めることになつておりますが、この土地の買い入れの問題は、古都保存法の十一条、あるいは請求があれば十四条によつて行われるわけでありますけれども、この場合の国の費用負担関係はどうかということ、

それから貰い入れをされた、つまり逆に言えば土地を売った側の譲渡所得の税制上の扱いというものがどういうふうになるのかということをお聞きいたしたいと思います。

入れに当たつての國の費用負担のおただしでござりますが、この場合、土地の買い入れに要する費用の國の負担分は五分の四を負担するということといたしております。これは第一種の場合でございます。それから第一種の保存地区につきましては、土地の買い入れを、これまで場合、國が負担

おおきな貢献をして下さった方々に感謝の意を表すために、お祝いの言葉を述べさせていただきます。おめでとうございます。

側に課される譲渡所得に対する特別控除制度の適用関係でございますが、これは第一種地区も第一種地区も、本法案の三条三項の規定によりまして古都保存法の特別保存地区というふうに解されるることになりますから、この両地区内に七也

い入れを行います場合には、いずれも古都保存法第十一條の規定に基づいて行われるということになりますが、したがつて土地の買入入るわけでございまして、それに伴います譲渡所得につきましては、古都保存

る租税特別措置法の現行の規定がそつくり適用されることになるわけでございまして、第一種地区におきます土地の賣い入れとともに二千万円の特別控除が適用されるということになります。

○降矢敬義君 私はもう時間が参りましたので、
これ以上御質問は継続いたしません。
いずれにいたしましても、この法律につきましては、さしきり二人の委員の方があつてやつておられます。

たように、やはり国家的な見地と地元の住民の生活といふものとのかわり合いをこの特別法によって末永く保存しようということでありますので、この運営につきましてぜひ地元奈良県、国と一層綿密な連携をとつて将来ともすばらしい成果

臣」を「とあるのは建設大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」に改め、「関係都道府県知事」の下に「(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、建設大臣)」を加え、同条第五項中「公団」を「公団等」に改める。

第五十九条第一項中「公団」を「公団等」に、「行なわせるため」を「行わせるため」に改め、同条第一項中「地域振興整備公団总裁」との下に「、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と」を加える。

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (施行者以外の者による施設建築物の建築)
 第九十九条の二 施行者は、権利変換計画において施行者がその全部を取得するように定められた施設建築物(権利変換計画において当該施設建築物の全部又は一部が第七十七条第五項ただし書の規定により借家権の目的となるように定められたもの及び当該施設建築物、当該施設建築物の敷地又は当該施設建築物の登記に係る権利の目的となるように定められたものを除く。)の建築を他の者に行わせることができ
 る。

2 前項の規定により施設建築物の建築を施行者以外の者に行わせるときは、権利変換計画における計画を提出しなければならない。
 (特定施設建築物の建築等)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行なわせるため」を「行わせるため」に改め、同条第一項中「地域振興整備公団总裁」との下に「、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と」を加える。

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築者の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の五 施行者は、特定施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築者に通知しなければならない。

2 特定建築者は、前項の通知を受けたときは、建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなければならない。

3 前項の場合においては、特定建築者は、当該特定施設建築物の敷地を使用することができる。

4 施行者は、第一項の規定により同項の決定を

取り消した場合においては、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定施設建築物の建築を行わなければならない。

5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。

(報告、勧告等)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の九 施行者は、特定建築者に対し、特定施設建築物の建築に關し、その適切な遂行を確保するため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定施設建築物の建築の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(公共施設の管理者等による工事)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の十 施行者は、政令で定める公共施設の整備に關する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合には、當該工事の全部又は一部を當該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の十一 施行者は、政令で定める公共施設の整備に關する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合には、當該工事の全部又は一部を當該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の十二 施行者は、政令で定める公共施設の整備に關する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合には、當該工事の全部又は一部を當該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(特定施設建築物の建築等)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の十三 施行者は、政令で定める公共施設の整備に關する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合には、當該工事の全部又は一部を當該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(特定施設建築物の建築等)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の二款を加える。
 第四款の一 施設建築物の建築等の特
 (特定建築の公募)
 第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。
 2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画(以下「事業計画」という。)と、特定施設建築物の敷地等の譲渡の工事概要等に関する計画(以下「建築事業計画」という。)及び管

第九十九条の十四 施行者は、政令で定める公共施設の整備に關する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合には、當該工事の全部又は一部を當該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

(特定施設建築物の建築等)

第六十条第二項第四号及び第六十九条第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社」に改める。

削り、

「第百三十三条第一項 儲額、施設建築敷地の地代の額」

第百三十三条第一項 儲額、施設建築敷地の地代の額	地代の額
（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）	地代の額

「第百三十三条第一項 儲額、施設建築敷地の地代の額」を「公等」に改める。

「第百三十三条第一項 儲額、施設建築敷地の地代の額」を「公等」に改める。

「市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。」に改め、「市町村」の下に「又は市のみが設立した地方住宅供給公社」を加える。

「第百三十三条第一項中「工事を」を「工事が」に改める。

「第百三十三条第一項中「工事を」を「工事が」に改める。

「第百三十三条第一項中「及び第六十九条」を「第六十九条及び第九十九条の十」に改め、同条を次に次の二条とし、第百三十三条の二十七次に次の二条を加える。

（施行者による施設建築物の建築）

「第百三十三条の二十八」施行者は、管理処分計画に

おいてその全部又は一部を譲受け予定者が譲り受け、又は賃借り予定者が賃借りするように定められた施設建築物以外の施設建築物について、その建築を他の者に行わせることができる。

「第百三十三条の二第二項及び第三項並びに第九十九条の三から第九十九条の九までの規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第九十九条の二第二項中「権利交換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第九十九条の六第一項中「当該特定施設建築物の所有を目的とする地上権（施行者が当該特定施設建築物の敷地の全部を取得した場合にあつては、当該特定施設建築物の敷地）」とあるのは「当該施設建築物の敷地」と読み替えるものとする。

「第百三十三条第一項」を「公等」に改める。

「第百三十三条第一項」を「公等」に改める。

「第百三十三条第一項」を「公等」に改める。

「今まで」に改める。

「第百四十五条の二及び第百四十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

「第百四十六条の二から第百四十八条までの規定中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前例による。

（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

（第七百一条の三十二第四項中「と、」）
事業所等の用に供するものの取得の下に「（同法第九十九条の二第三項（同法第二百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定による取得を含む。）」を加え、「当該取得者」の下に「（同法第九十九条の二第三項の規定により施設建築物を取得した者を含む。）」を加える。

（第七百四十二条の二第一項第一号中「二十万円」を「三十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「四十万円」を「五十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「五十万円」を「六十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「六十万円」を「七十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「七十万円」を「八十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「八十万円」を「一百万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百万円」を「一百二十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百二十万円」を「一百四十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百四十万円」を「一百五十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百五十万円」を「一百六十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百六十万円」を「一百七十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百七十万円」を「一百二十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百二十万円」を「一百三十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百三十万円」を「一百四十万円」に改める。）

（第七百四十二条の二第一項第一号中「一百四十万円」を「一百五十万円」に改める。）

り、「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「前五号」を「前各号」に、「基き」を「基づき」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公團は、第一項第二号の二の業務については、地方公共團體の要請をまつて行うものとする。

5 前項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

（阪神高速道路公團法の一部改正）
「阪神高速道路公團法（昭和三十七年法律第四十三号）」の一部を次のように改正する。

6 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

（第十三条第三項中「第八条第一項第八号」を「市街化区域、第八条第一項第八号」に改める。）

（建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。）

（第四条第七項中「及び日本住宅公團」を「、日本住宅公團及び地方住宅供給公社」に改める。）

（第二十九条第一項第三号中「行ない」を「行い」に改め、「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削除する。）

（第二十九条第一項第一号の二の施行地区に含む都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業）

（第二十九条第一項第一号の二の業務については、地方公共團體の要請をまつて行うものとする。）

昭和五十五年五月十七日印刷

昭和五十五年五月十九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局